

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月31日
【報告者の名称】	株式会社エスライングループ本社
【報告者の所在地】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 白木 武
【縦覧に供する場所】	株式会社エスライングループ本社 (岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社エスライングループ本社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、トモエ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年5月16日に提出いたしました意見表明報告書につきまして、公開買付者が、2024年5月31日付で、三菱UFJ銀行株式会社及び富士通Japan株式会社との間で公開買付応募契約を改めて書面により締結したことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
(訂正前)

<前略>

本応募合意(三菱UFJ銀行)及び本応募合意(富士通Japan)

公開買付者は、2024年5月15日付で、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で、三菱UFJ銀行が所有する当社株式385,000株(所有割合:3.51%)、富士通Japanが所有する当社株式13,068株(所有割合:0.12%)の全てを本公開買付けに応募する旨の本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)を口頭で合意しているとのことです。なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)において、三菱UFJ銀行及び富士通Japanによる応募の前提条件は合意の内容に含まれていないとのことです。

なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募合意(富士通Japan)以外に、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて三菱UFJ銀行及び富士通Japanが応募する株式に当社係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から三菱UFJ銀行及び富士通Japanに対して供与される利益は存在しないとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)

公開買付者は、2024年5月15日付で、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で、三菱UFJ銀行が所有する当社株式385,000株(所有割合:3.51%)、富士通Japanが所有する当社株式13,068株(所有割合:0.12%)の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意していたとのことですが、2024年5月31日付で改めて書面で本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)を締結しているとのことです。本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)上、三菱UFJ銀行及び富士通Japanは応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しているとのことですが、本公開買付けに対抗する公開買付けその他の本公開買付けと競合する取引の提案がなされた場合等の一定の場合には上記の応募義務を免れることができるものとされているとのことです。また、三菱UFJ銀行及び富士通Japanは、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)の締結日後、決済の開始日までの間、応募対象株式の譲渡、贈与、担保設定その他の処分等の取引及びそれらに関する合意を行わない旨合意しているとのことです。さらに、三菱UFJ銀行及び富士通Japanは、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会(当社の第85回定時株主総会を含む。)が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、()公開買付者の指示に従って当該権利行使を行い、又は()公開買付者の指示に従い委任状を交付して代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨を合意しているとのことです。但し、三菱UFJ銀行との間では、本公開買付けに対抗する公開買付けその他の本公開買付けと競合する取引の提案がなされた場合等の一定の場合には、上記()及び()は適用されない旨合意しているとのことです。本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となった場合に終了するとのことです。なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)において、三菱UFJ銀行及び富士通Japanによる応募の前提条件は定めていないとのことです。

(注) 本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)において、公開買付者は、(a)秘密保持義務、(b)本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務等を負っているとのことです。

なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)以外に、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて三菱UFJ銀行及び富士通Japanが応募する当社株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から三菱UFJ銀行及び富士通Japanに対して供与される利益は存在しないとのことです。

<後略>

以上